

愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領 新旧対照表

【新】	【旧】
<p>第1条 略</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 工事等における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を試行する工事等を除く競争入札に適用するものとし、最低制限価格制度は予定価格2億円未満の競争入札（地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札によるものは除く。）に試行するものとする。</p> <p>2 建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度は、<u>最低制限価格制度を試行する建設コンサルタント等業務を除く</u>競争入札に試行するものとし、最低制限価格制度は予定価格が1千5百万円未満の競争入札（<u>政令第167条の10の2（政令第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する総合評価指名競争入札によるものは除く。</u>）に試行するものとする。ただし、積算体系が特異で、基準価格又は最低制限価格の算定が困難な業務は除く。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、建設局長、都市・交通局長又は建築局長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 低入札価格調査制度を実施する工事等及び建設コンサルタント等業務は基準価格を、最低制限価格制度を実施する工事等及び建設コンサルタント等業務は最低制限価格を設定するものとする。</p> <p>第3条 略</p> <p>(低入札価格調査制度における失格判断基準)</p> <p>第4条 工事等における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とする基準であり、低入札価格調査制度を適用する工事等に試行するものとする。ただし、別表第3に掲げる工事等の種類については、別表第3の工事等の種類ごとの失格判断基準欄のいずれかに該当する入札を失格とする。</p> <p>一 入札価格（入札書に記載された価格。以下同じ。）の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額未満である場合</p> <p>二 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合</p> <p>三 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合</p> <p>四 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合</p> <p>2 建設コンサルタント等業務における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、その者の申込みに係る価格が、予定価格算定の基礎となった別表第4の業務区分の①から④に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を下回った場合に失格とする基準であり、<u>低入札価格調査制度を試行する</u>建設コンサルタント等業務に試行するものとする。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 工事等における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を試行する工事等を除く競争入札に適用するものとし、最低制限価格制度は予定価格2億円未満の競争入札（地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札によるものは除く。）に試行するものとする。</p> <p>2 建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度は、<u>予定価格が1千5百万円以上の</u>競争入札に試行するものとし、最低制限価格制度は予定価格が1千5百万円未満の競争入札に試行するものとする。ただし、積算体系が特異で、基準価格又は最低制限価格の算定が困難な業務は除く。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、建設局長、都市・交通局長又は建築局長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 低入札価格調査制度を実施する工事等及び建設コンサルタント等業務は基準価格を、最低制限価格制度を実施する工事等及び建設コンサルタント等業務は最低制限価格を設定するものとする。</p> <p>第3条 略</p> <p>(低入札価格調査制度における失格判断基準)</p> <p>第4条 工事等における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とする基準であり、低入札価格調査制度を適用する工事等に試行するものとする。ただし、別表第3に掲げる工事等の種類については、別表第3の工事等の種類ごとの失格判断基準欄のいずれかに該当する入札を失格とする。</p> <p>一 入札価格（入札書に記載された価格。以下同じ。）の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額未満である場合</p> <p>二 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合</p> <p>三 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合</p> <p>四 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合</p> <p>2 建設コンサルタント等業務における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、その者の申込みに係る価格が、予定価格算定の基礎となった別表第4の業務区分の①から④に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を下回った場合に失格とする基準であり、<u>予定価格が1千5百万円以上の</u>建設コンサルタント等業務に試行するものとする。</p>

【新】	【旧】
<p>3 前2項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）第3条第1項に規定する工事等及び建設コンサルタント等業務については、失格判断基準を試行しない。</p> <p>第5条～第6条 略</p> <p>（調査の実施）</p> <p>第7条 工事等について前条第2項の入札が行われた場合には、最低価格入札者等の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて、次のような内容により、最低価格入札者等からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。</p> <p>ただし、建設局長が別に定める場合は、事情聴取、関係機関への照会等は要しないものとすることができる。</p> <p>一 第4条第1項による判断</p> <p>二 その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書及び下請予定者等からの見積書等を徴収）</p> <p>三 手持工事の状況</p> <p>四 手持資材の状況</p> <p>五 資材購入先及び購入先と入札者との関係</p> <p>六 労務者の具体的供給見通し</p> <p><u>七 建設副産物の搬出予定</u></p> <p><u>八</u> 過去に施工した公共工事名等及び工事成績</p> <p><u>九</u> 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）</p> <p><u>十</u> 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）</p> <p><u>十一</u> その他必要な事項</p> <p>2 建設コンサルタント等業務について前条第2項の入札が行われた場合には、配置予定の管理技術者、主任担当者、主任技術者又は工事監理者（以下「管理技術者等」という。）とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者の追加配置が可能か否かについて調査を行うものとする。</p> <p>一 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者。</p> <p>二 愛知県が過去5か年度及び本年度4月1日以降に発注した業務の内、当該業務と同一業種で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者。なお同一業種とは別表第5に掲げる業種をいう。</p> <p>なお、追加して配置する担当技術者は、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものとする。</p> <p>第8条～第10条 略</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）第3条第1項に規定する工事等及び建設コンサルタント等業務については、失格判断基準を試行しない。</p> <p>第5条～第6条 略</p> <p>（調査の実施）</p> <p>第7条 工事等について前条第2項の入札が行われた場合には、最低価格入札者等の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて、次のような内容により、最低価格入札者等からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。</p> <p>ただし、建設局長が別に定める場合は、事情聴取、関係機関への照会等は要しないものとすることができる。</p> <p>一 第4条第1項による判断</p> <p>二 その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書及び下請予定者等からの見積書等を徴収）</p> <p>三 手持工事の状況</p> <p>四 手持資材の状況</p> <p>五 資材購入先及び購入先と入札者との関係</p> <p>六 労務者の具体的供給見通し</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>七</u> 過去に施工した公共工事名等及び工事成績</p> <p><u>八</u> 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）</p> <p><u>九</u> 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）</p> <p><u>十</u> その他必要な事項</p> <p>2 建設コンサルタント等業務について前条第2項の入札が行われた場合には、配置予定の管理技術者、主任担当者、主任技術者又は工事監理者（以下「管理技術者等」という。）とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者の追加配置が可能か否かについて調査を行うものとする。</p> <p>一 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者。</p> <p>二 愛知県が過去5か年度及び本年度4月1日以降に発注した業務の内、当該業務と同一業種で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者。なお同一業種とは別表第5に掲げる業種をいう。</p> <p>なお、追加して配置する担当技術者は、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものとする。</p> <p>第8条～第10条 略</p>

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1～別表第4 略

様式1 略

様式2 低入札価格調査報告書

工 事 名	
路線等の名称	
工事場所	
工事概要	
入札執行日	元号 年 月 日 ()
最低価格入札業者名	
入札価格	円 (基準価格 円)
調 査 項 目	その価格により入札した理由
	手持ち工事の状況
	手持ち資材の状況

調 査 項 目	資材購入先及び購入先と入札者の関係	
	労務者の具体的供給見通し	
	建設副産物の搬出予定	
	過去に施工した公共工事名及び工事成績	
	経営状況	
	信用状況	
	その他必要な事項	
総合的な建設総務課長の意見	※本庁の流域下水道事業の場合は、次の「総合的な主務課長の意見」に統合して記載する。	
総合的な主務課長の意見		

様式3～様式5 略

別表第1～別表第4 略

様式1 略

様式2 低入札価格調査報告書

工 事 名		
路線等の名称		
工事場所		
工事概要		
入札執行日	元号 年 月 日 ()	
最低価格入札業者名		
入札価格	円 (基準価格 円)	
調 査 項 目	その価格により入札した理由	
	手持ち工事の状況	
	手持ち資材の状況	

調 査 項 目	資材購入先及び購入先と入札者の関係	
	労務者の具体的供給見通し	
	過去に施工した公共工事名及び工事成績	
	経営状況	
	信用状況	
	その他必要な事項	
総合的な建設総務課長の意見	※本庁の流域下水道事業の場合は、次の「総合的な主務課長の意見」に統合して記載する。	
総合的な主務課長の意見		

様式3～様式5 略